十八　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該申告に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該申告に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該申告に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

十九　国家公務員共済組合法施行規則第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該確認に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該確認に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該確認に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

二十～二十六　［略］

第六十九条　第二条の表六十七の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　国家公務員共済組合法附則第十三条の二第一項の一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る者に係る出入国関係情報

二　平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に関する事務　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

第七十一条　第二条の表六十九の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一　略］

二　国民健康保険法第五十四条第一項又は第五十四条の三第七項の療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る出入国関係情報

三～十　［略］

十一　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条第一項、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条第一項及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ヘ　略］

ト　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る在留カード関係情報

チ　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る特別永住者証明書関係情報

十二～十九　［略］

十六　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十八～二十四　［同上］

第六十九条　第二条の表六十七の項で定める事務は、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表六十七の項で定める情報は、当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報とする。

［新設］

［新設］

第七十一条　［同上］

［一　同上］

［新設］

二～九　［同上］

十　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

［新設］

十一～十八　［同上］